

ご存じ  
ですか？

# 特別支援教育

平成19年4月1日に学校教育法の一部が改正され、全ての幼稚園、小学校、中学校、高等学校において、特別支援教育を推進することが規定されました。

特別支援学校、特別支援学級、通級による指導だけでなく通常の学級においても発達障がいを含む全ての障がいのある子どもたちへの支援が始まっています。

## 特別支援教育とは

- 障がいのある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの
- 発達障がいも含めて、特別な支援を必要とする子どもが在籍する全ての学校において実施されるもの
- 障がいの有無やその他の個々の違いを認識しつつ、様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるもの

## 通常の学級における取組の例をご紹介します

### 幼稚園

A幼稚園では、言葉で思いをうまく表現できず、つい乱暴な行動をとってしまうAちゃんについて、担任が仲立ちとなり、お互いの思いを伝えるようなかわり合いを続けています。

保護者とも連携して、有効な支援を考え、話し合っています。



### 中学校

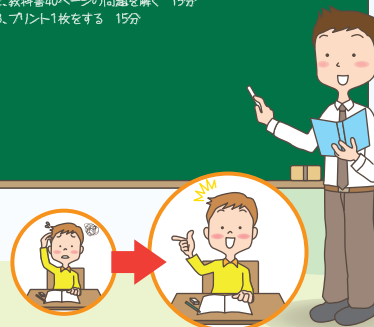
C中学校では、学級ごとに生徒に向けて特別支援教育にかかわる理解教育を行いました。不思議な行動と受け止められていたことの背景がわかり、特別な支援を必要としている生徒の困難さを理解し、よりよいかかわりについて考える機会になりました。



### 小学校

B小学校では、授業の始めに、その時間の予定を必ず黒板に書いて伝えています。そのことで、特別な支援が必要なAさんは、学習の見通しがもて、落ち着いて学習に取り組めます。また、学級のどの子どもたちにとっても、授業の予定がわかることでより主体的に学習できる環境となっています。

1. 分数のかけ算のしかたの説明を聞く 15分
2. 教科書40ページの問題を解く 15分
3. プリント1枚をする 15分



### 高等学校

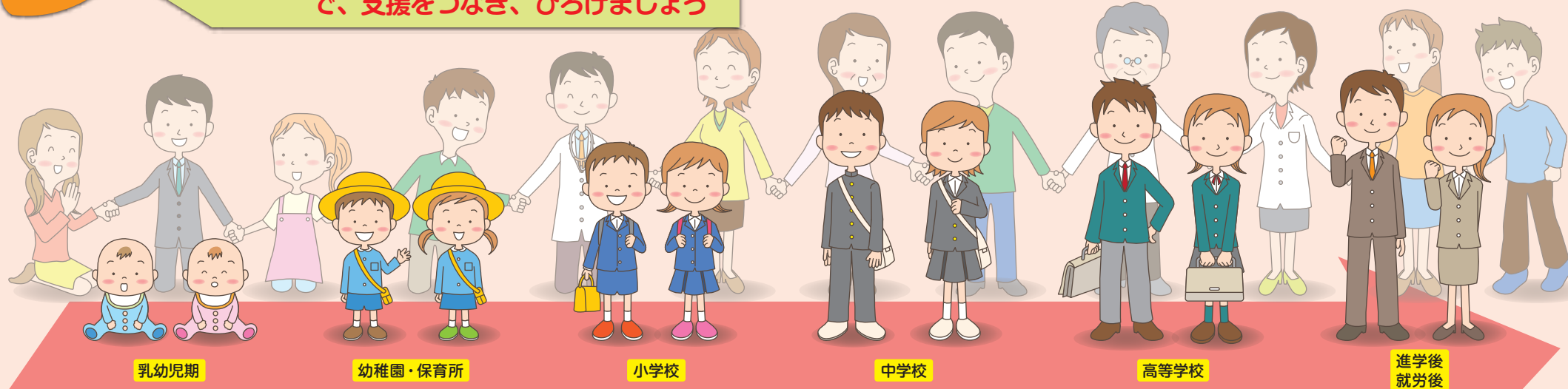
D高等学校では、保護者の理解のもと、特別な支援を必要としている生徒の「個別の指導計画」を作成し、各授業における配慮事項を確認しました。また、「個別の教育支援計画」を作成し、卒業後の支援の継続について検討を始めました。

支援をつなぐことが大切です

# 「個別の教育支援計画」

で、支援をつなぎ、ひろげましょう

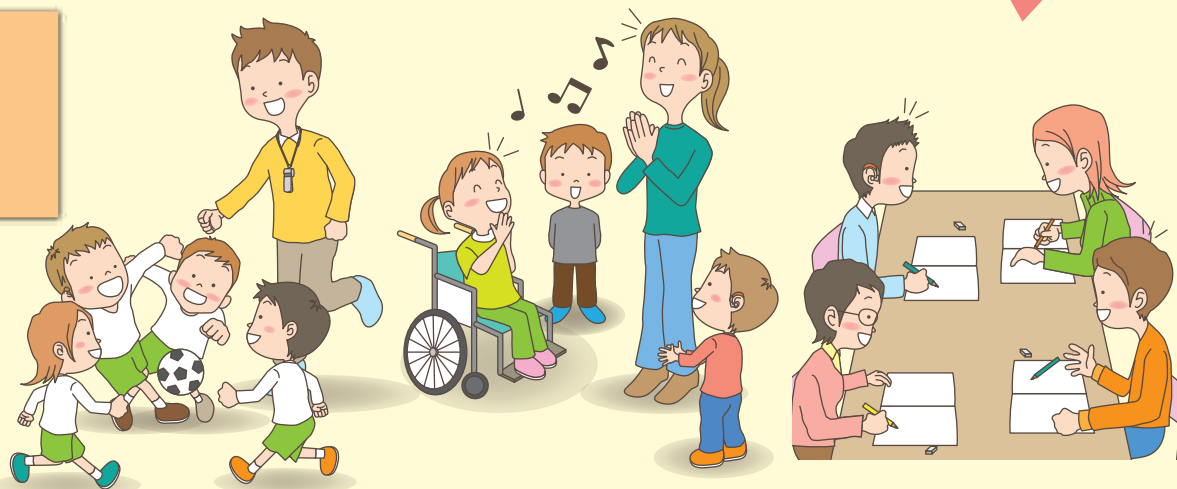
- ❖ 学校が中心となり、保護者と一緒に地域・医療・福祉・保健・労働などの関係機関と連携して必要な支援についての計画を立てます。
- ❖ 乳幼児期から就労後までの支援が途切れないよう引き継ぎ、次の学校（職場）へ進んでも安心して支援が受けられるようにしていきます。
- ❖ 特別支援教育室ホームページに、島根県版参考様式を掲載しています。



共に育つ取組をすすめています

## 交流及び共同学習

- ❖ 新しい幼稚園教育要領、小学校・中学校・高等学校学習指導要領では、学校間の連携や交流を図るとともに、障がいのある子どもとの交流及び共同学習の機会を設けることと明記されました。子どもたちはそのような学習の機会から多くの学びを得ることができます。



すべての保護者のみなさまが、子どもたちの理解者、支援者です。

だれもが地域で生き生きとすごせる共生社会を、みんなでつくっていきましょう。

島根県教育庁 特別支援教育室作成

TEL : 0852-22-5420 FAX : 0852-22-6231

島根県 特別支援教育室

検索